平成２２年（フ）第４２８２号
大阪市住吉区浅香２丁目２番１―308号
債務者　秋山　美紀
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９８号
大阪府高槻市北大樋町37番14号、住民票上の住所大阪府高槻市若松町８番26ー303号
債務者　村上　拓也
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３３８号
大阪市東淀川区西淡路２丁目11番15号　201号
債務者　横田　理恵
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４５号
大阪市旭区大宮３丁目15番５号　ワカバマンション202
債務者　澤野小百合
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７２号
大阪市東淀川区相川２丁目24番33―405号
債務者　竹原　　勘（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７４号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目24番８号　セゾン若葉103号
債務者　佐々木　茂
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７５号
大阪市東住吉区桑津４丁目１番５号　エイナ東住吉802号
債務者　藤原栄子こと　裵　　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９５号
大阪市東淀川区淡路５丁目３番22号　ロイヤルシャトー淡路405号
債務者　中牟田優子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９８号
大阪市平野区西脇３丁目１番１―403号
オーナーズマンション西脇４Ｃ
債務者　竹中美紀夫
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４０４号
大阪府大東市北条６丁目15―25、住民票上の住所大阪市西区南堀江１丁目26番15―305号
債務者　太田千津子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４０７号
大阪府箕面市桜ケ丘１丁目11番28号
債務者　本多　由美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４１０号
大阪市此花区伝法２丁目２番１―61号
債務者　宮武　絹子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４２６号
大阪市住之江区南港東１丁目７番69―112号
債務者　秋田眞理子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４２８号
大阪市北区本庄東３丁目４番２―203号
債務者　青柳　佑美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４２９号
大阪市西成区橘１丁目３番２号グランシャトー橘503
債務者　田中　洋行
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４３９号
大阪市大正区千島２丁目４番１―1039号
債務者　樋口　千鶴
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１号
北海道北見市北上356番地42
債務者　長野美奈子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係